

田布施町からアンケート調査のお知らせ

田布施町では、各施策を進めていく上での基礎資料などとして、町民を対象に、下記の3つのアンケート調査を実施します。

■『健康づくりアンケート』（10月実施予定）

令和2年度に策定が行われる田布施町健康増進計画に向けて、健康づくりに関するアンケートです。

■『まちづくりアンケート』（11月実施予定）

令和2年度に策定が行われる田布施町総合計画に向けて、まちづくりに関するアンケートです。

■『人権に関する意識調査』（11月実施予定）

町民の人権に関する意識を把握し、人権に関する施策推進のための基礎資料となります。

調査対象は対象年齢などを条件に無作為抽出を行います。

その中で、人によっては複数のアンケート調査の対象となる場合があります。

そのときは、記入などで時間をとることになりますが、それぞれの施策で、大事な基礎となる調査です。ご協力をよろしくお願いいたします。

■問合せ先

◇健康づくりアンケートに関すること

保健センター ☎ 52-4999

◇まちづくりアンケートに関すること

企画財政課企画係 ☎ 52-5803

◇人権に関する意識調査に関すること

総務課総務係 ☎ 52-5802

10月1日から『年金生活者支援給付金制度』がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要となります。

請求のご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象者

◇老齢基礎年金を受給している場合

- ・65歳以上である
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税である
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

※すべての要件を満たしている必要があります。

◇障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得額が4,621,000円以下である

※扶養親族の数によって基準額が変わります

◇注意事項

次のいずれかに該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ・日本国内に住所がないとき（届出が必要）
- ・年金が全額支給停止のとき
- ・刑事施設などに拘禁されているとき（届出が必要）

■請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している人

支給の対象となる人には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬以降に順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し返送してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または町役場で請求手続きをしてください。

※手続きはお早めをお願いします。

（令和元年12月末日を過ぎて手続きをされると、給付金は、手続きをされた月の翌月分からとなります。）

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

■問合せ先 給付金専用ダイヤル

0570-05-4092（ナビダイヤル）

給付金特設サイト（厚生労働省ホームページ）はこちらから

